

京都市スクールカウンセラー募集要項

京都市教育委員会では、臨床心理学等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒やその保護者への支援などを行う「スクールカウンセラー」を市立学校に配置しており、同事業における「スクールカウンセラー」を以下のとおり募集する。

記

1 職務内容

- (1) 教職員へのコンサルテーション
- (2) 教育相談体制等に関する教職員に対する助言・援助（研修等）
- (3) 児童生徒・保護者へのカウンセリング
- (4) 児童生徒・保護者へのカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (5) 児童生徒への心理教育及び保護者等への啓発活動
- (6) その他児童生徒のカウンセリング等に関して各学校において適当と認められるもの

2 募集人数 若干名

3 勤務条件

- (1) 勤務場所 京都市立学校
- (2) 勤務時間等 拠点校1校につき年間280時間（1回8時間で年間35回を基本とする。）
- (3) 報酬 時給5,250円
- (4) 交通費 実費支給（ただし、支給限度額の範囲内）
- (5) 任用期間 平成31（2019）年4月1日～2020年3月31日
- (6) 身分 地方公務員法第3条第3項第3号に該当する非常勤嘱託員

4 応募資格

- (1) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない人
- (2) 平成31年4月1日現在、公認心理師、又は臨床心理士の資格を有する、又は有する見込みの人
- (3) 次のいずれかの要件を満たす人
 - ア 平成31年4月1日現在、学校教育法に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、又は高等専門学校において、スクールカウンセラー又はそれに準ずる職（準スクールカウンセラー）にあつて有給での相談業務経験を5年以上有する、又は有する見込みの人（ただし、勤務はおおむね1週間に1日以上とする。）
 - イ 平成31年4月1日現在、医療、教育、福祉、産業等の分野において、有給での心理相談又は心理支援業務経験を7年以上有する、又は有する見込みの人（ただし、勤務はおおむね1週間に1日以上とする。）
- (4) 学校教育及び臨床心理学（カウンセリング）に関する一定の知識・理解を有し、スクールカウンセラーとして積極的に取り組む意欲のある人
- (5) 平成31年4月1日現在、満65歳未満の人

5 応募手続

「スクールカウンセラー志願書」（様式1）及び上記応募資格(2)のうち有するものの登録証明書の写し（資格を有する見込みの場合は、資格試験合格通知等を証明する書類の写し）、同応募資格(3)ア又はイについての事業主による職歴証明書を下記まで郵送（平成30年12月16日（日）必着）。ただし、職歴証明書の取得が期日に間に合わない場合は、職歴証明書のみを平成30年12月28日（金）必着で別途送付すること。

6 任用手続

面談審査により任用者を決定する。面談審査は平成31年1月7日（月）～1月31日（木）の間に行う（予定）。面談審査では、スクールカウンセラーを志望する理由や業務に必要な知識・理解等について質問する。

7 書類提出・連絡先

京都市教育委員会事務局 指導部 生徒指導課（担当：脇・長谷川）
〒604-8184 京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町706-3
TEL. 075-213-5622, FAX. 075-213-5237, E-mail: seishi@edu.city.kyoto.jp

8 ホームページ URL（京都市教育委員会 ホームページ）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000245355.html>